令和　　年　　月　　日

大館市長　福原淳嗣　様

（申請者）

住　所

団体名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（電話）

**「ホッとひといきベンチ」交付申請書**

１．設置目的

２．設置場所　（例：●●バス停など）

|  |
| --- |
| 《設置場所については下記について留意し選定してください》  ・土地、道路管理者等の許可が得られること。  ・多くの市民や観光客が利用できる環境にあること。  ・高齢者・障害者等の通行に配慮すること。 |

・地図及び現地写真　　　　　　　※別添のこと

・設置場所の土地所有者

・設置場所の土地所有者の許可　　　　　　　　　済　　　・　　　未

|  |
| --- |
| 土地所有者等の許可を受けてから申請してください。 |

※ベンチの運搬・設置は申請者が行うこととなります※

まちなかさんぽ事業

「ホッとひといきベンチ」設置実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、市民や観光客がまちなかの散歩の際に休憩できる「ホッとひといきベンチ（以下「ベンチ」という。）」の設置を希望する町内・団体等（以下「申請団体」という。）に提供するまちなかさんぽ事業に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置場所）

第２条　ベンチの設置場所は、以下の点に留意し設置するものとする。

（１）土地、道路管理者等の許可が得られること。

（２）多くの市民や観光客が利用できる環境にあること。

（３）高齢者・障害者等の通行に配慮すること。

（ベンチの仕様）

第４条　提供するベンチの仕様は市が定めるものとし、詳細は市長が別に定めるものとする。

（設置費用）

第５条　ベンチの購入費は市が、設置に係る経費は申請団体が負担するものとする。

（管理責任）

第６条　ベンチ設置後の保守管理及び事故等への対応は、申請団体が負うこととする。また、設置後の管理状況について毎年度、市へ報告することとし、処分を行う際には予め市へ届出するものとする。

（広報）

第７条　申請団体は、ベンチ設置後において広く啓発し、多くの利用を得るように努めるものとする。

（その他）

第８条　この要領に定めるほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。